

# 障害児通所支援の利用について

## ① 障害児通所支援とは

児童の発達を支援するための療育・訓練等を行うサービスです。

児童発達支援	主に未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應するための訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上記支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児童（幼稚園・大学を除く）に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	専門職員が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活への適應のための支援やスタッフへの助言を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

## ② サービスの対象

障害者手帳や医師の診断等により、療育等の支援が必要と認められる児童

※詳細は、各区役所・支所の窓口へお問合せください。

## ③ 新規サービス利用の流れ

① 区役所へサービス利用の相談	サービスの対象や必要書類を確認してください。
② サービス事業所と利用調整	支援プログラムや空き状況を確認してください。
③ 区役所へ申請	必要書類を提出してください。 <b>障害児支援利用計画案またはセルフプランの提出が必要となります。</b>
④ 受給者証の交付	申請後、2週間～1ヵ月程度かかります。
⑤ サービス事業所と契約・利用	受給者証を事業所へお持ちください。

## ④ 障害児支援利用計画とは

サービス利用者を支援するための総合計画（トータルプラン）です。指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。保護者が希望する場合や、事業所が見つからない場合等は、保護者が作成することもできます（セルフプラン）。

## ⑤ 利用者負担額

サービス提供に要した費用の1割が利用者負担となり、世帯の所得に応じた負担上限額が定められています。

※食費等は実費となります。

区分	世帯所得の状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1	市民税課税世帯	所得割額28万円未満	4,600円
一般2		所得割額28万円以上	37,200円

**利用者負担の無償化** 対象期間は、満3歳になったあとの最初の4月1日から3年間です。

**多子軽減措置** 児童発達支援等を利用する未就学児に兄・姉がいる世帯では、負担上限月額が軽減される場合があります。

**高額障害児通所給付費** 同じ世帯内での障害児通所支援・障害福祉サービス等の併用等によって、1か月の負担額の合計が「世帯の基準額」を上回った場合は、上回った額が償還（返金）されます。

※詳細は、各区役所・支所の窓口へお問合せください。

**問合せ先** 各区役所 高齢・障害課 障害者支援係  
支所（地区健康福祉ステーション）高齢・障害担当

問合せ先一覧

お住いの区（地区）の窓口へお問合せください。

窓口名称	住所	電話
川崎区役所高齢・障害課（障害者支援係）	〒210-8570 川崎区東田町8	044-201-3215
大師地区健康福祉ステーション高齢・障害担当 （大師支所）	〒210-0812 川崎区東門前2-1-1	044-271-0162
田島地区健康福祉ステーション高齢・障害担当 （田島支所）	〒210-0852 川崎区鋼管通2-3-7	044-322-1984
幸区役所保高齢・障害課（障害者支援係）	〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1	044-556-6654
中原区役所高齢・障害課（障害者支援係）	〒211-8570 中原区小杉町3-245	044-744-3296
高津区役所高齢・障害課（障害者支援係）	〒213-8570 高津区下作延2-8-1	044-861-3252
宮前区役所高齢・障害課（障害者支援係）	〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5	044-856-3304
多摩区役所高齢・障害課（障害者支援係）	〒214-8570 多摩区登戸1775-1	044-935-3323
麻生区役所高齢・障害課（障害者支援係）	〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1	044-965-5159